

## 第59課 債権 — 債務不履行その3

次に、履行不能と不完全履行についてみてみよう。

「履行不能」という言葉は、広い意味では、債務が履行できなくなってしまったことをいうが、民法第415条に規定されている債務不履行の一種としての「履行不能」は、狭い意味の履行不能のことであり、要件としては①債務が発生した後にその履行が不可能となってしまったこと、②そのことが債務者の責めに帰すべき事由によること、そして③そのことについて法律上正当な理由がないこと、の3つが満たされる場合のことを指す。このうち、①と②については、民法415条後段に「債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ (2) 履行ヲ為スコト能ハサルトキ (1)」というふうに明文で規定されており、③については、法律上正当な理由がある場合には責任を問われないのは当然であると考えられている。

これらの要件が満たされると、債権者に損害賠償請求権が発生するなどの法律効果が発生する。しかし、履行遅滞の場合と違って、本来の履行はもはや不可能になっているわけであるから、履行不能の場合には、債権者が要求できるのは填補賠償だけである。

また、**金銭債務**については、履行不能は考えられない、つまり物理的に金銭の支払いができなくなることはないと解されている。お金がないから払えない、というのは、どんな場合でも履行遅滞であって、履行不能ではないのである。しかも、金銭債務の不履行については不可抗力も弁解とはならない(民法第419条第2項後段)のである。

「不完全履行」の要件は、①不完全な履行があったこと、②不完全であることが債務者の責めに帰すべき事由によること、そして③正当な理由がないことである。そして、この要件が満たされると、債権者は、完全な履行を求めるとともに、履行が不完全であったことに起因して生じた損害の賠償を求めることができるし、もはや完全な履行をすることができない(追完不能の)場合には、填補賠償も求めることができる。不完全履行の場合に注目すべきなのは、このうち、履行が不完全であったことに起因して生じた損害の賠償という点である。履行遅滞や履行不能の場合のように、履行が遅れたり、不能になったりする場合に比べ、不完全な(場合によっては有害ですらある)履行が行われることによって、債権者側に大きな派生的損害が発生する場合は少なくない。このような損害について、債務者が賠償をする義務があるか、それはどのような根拠によるのか、といった問題については複雑な議論があるが、この不完全履行の論理は、債権者が債務者の行為によって不測の損害を被ったときに、債権者を適切に救済する手段として発展していき、「**積極的債権侵害**」といわれる議論や「**契約上の安全配慮義務違反**」といった高度な法理論を生み出すに至っている。

## 1 重要語句

### a 金銭債務

「金銭債務」とは、売買代金支払債務や、消費貸借に基づく貸金返還債務など、金銭の支払いを内容とする債務のことで、「債務」や「負債」という言葉を聞くとだれでもこの金銭債務をイメージするほど、実社会に多く存在する債務である。これに対応する債権が「金銭債権」である。金銭債務は、金銭でさえあればどの金銭で払ってもよいわけで、すくなくとも人間社会が続く限り、世の中から金銭が全く無くなってしまうことはないから、履行不能になることはないとされている。

### b 積極的債権侵害・安全配慮義務違反

例を挙げてみよう。君が街で大きなソファを買って、家具屋にそのソファを君の家に配達して居間に運び入れてくれるよう頼んだとしよう。ところが、家具屋がそのソファを君の家の居間に運び込もうとしたとき、誤って玄関にあった君の大事な陶器の壺に突き当たり、その壺を壊してしまった。この場合、家具屋は、債務者として、売買の目的物であるソファを、債権者である君の家で君に引き渡すという引渡し債務の履行は一応しているが、履行の方法に問題があるので、これも不完全履行と考えられる。つまり、家具屋側には君の買ったソファを君の家に届け、君に損害を与えることなくソファを居間に運び込むという債務（これがこの場合の「債務の本旨」になる）があるのに、これを完全には果たさなかったことになるのである。したがって、君はこの売買契約の不完全履行を根拠に、家具屋に対して壺が壊れたことによる損害賠償を求めうることになる。

もうひとつ例を考えてみよう。君がダナン市に用事があるので、ハノイ空港から飛行機に乗ったとしよう。君は、航空券を買っているのだから、君と航空会社の間では運送契約があり、航空会社は君をダナン空港まで運送する債務の債務者であり、君は債権者である。ところが、ダナン空港に着陸はしたものの、着陸する時、たまたま君の席のシートベルトが壊れていたために、君が着陸時の衝撃で前方のシートの背に頭をぶつけて怪我をしたとしよう。この場合、君をダナン空港まで運ぶという債務の履行は一応あったわけだが、安全には運べなかったもので、やはり不完全履行である。航空会社としては君の安全に配慮しながら運送するという債務を果たしていない、もっと具体的に言えば、シートベルトがきちんと機能しているかの確認を怠っていたことから君の怪我を招いたわけである。このような場合を「安全配慮義務違反」などということが出来る。

上の2つの例の場合、いずれも、君の被った損害については、不完全履行の結果生じた損害として、相手に賠償を求めることができることになる。